

別添4 農福連携型（普及啓発推進対策事業）

第1 目的

農山漁村においては、人口の減少・高齢化等により労働力の確保や荒廃農地の発生等の課題が生じています。

農福連携は、農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組です。

農福連携の取組の全国的な推進により、障害者等の雇用・就労による労働力の確保、農地の維持・拡大、荒廃農地の解消や発生防止、地域コミュニティの維持につながります。

政府は、農福連携等を一層強力に推進していくため、令和6年6月に「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」を決定し、「地域で広げる」「未来に広げる」「絆を広げる」を新たなスローガンに、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、農福連携等に取り組む主体数を令和12年度末までに12,000以上とし、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする目標を新たに設定しています。

このため、農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）（地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）のうち普及啓発推進対策事業）（以下「本事業」という。）では、農福連携等の一層の推進に向けた、（1）農福連携等応援コンソーシアム（令和2年3月設立）の運営を通じ、農福連携等を実践する主体、経済団体や消費者等の各界の関係者をつなぎ、農福連携等の普及啓発を行う「各界と連携した農福連携の普及啓発」、（2）地域協議会の設立の推進及びユニバーサル農園の設立・発展に向けた「農福連携の取組の推進」、（3）企業や若手農林水産業者などへの農福連携等の普及啓発等を行う「農福連携の新たな価値の普及啓発」、（4）農福連携等の取組拡大に向けて検討している地域や団体等に対して、農福連携等を現場で実践する知見を有する者から直接指導・助言等の支援を行う「農福連携の取組主体の拡大」を支援し、農福連携等の全国展開を図ります。

第2 事業内容等

この要領により公募を行うメニュー名、事業期間は次のとおりであり、事業内容、交付率、上限額及び公募予定数は別表1から4に定めるとおりです。

1 メニュー名

普及啓発等推進

- （1）各界と連携した農福連携の普及啓発（別表1）
- （2）農福連携の取組の推進（別表2）
- （3）農福連携の新たな価値の普及啓発（別表3）
- （4）農福連携の取組主体の拡大（別表4）

2 事業実施期間

事業実施期間は、振興交付金の交付決定の日から令和9年3月19日までとします。

第3 事業の目標設定

事業の実施に当たっては、目標及び指標について別表5の例を参考に設定してください。

第4 提案書の作成及び提出等

1 応募に必要な書類

(1) 令和8年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（別添様式）

「令和8年度農山漁村振興交付金事業実施提案書の提出について（以下「提案書」という。）」には、事業の取組内容や成果目標、主な経費、実施体制等の具体的な計画や必要事項を記入してください。なお、振興交付金の対象となる経費については、別表6を参考としてください。

(2) 提案書に添付する資料

ア 原則

提案書には、次のアからキまでの資料を添付してください。

- (ア) 提案者の設立趣意書、定款、規約等
- (イ) 提案者の活動内容の概要が確認できる資料
- (ウ) 提案者の過去3年間の事業報告（設立して間もない提案者については、設立後現在までの期間の事業実績が分かる資料）
- (エ) 提案者の財務状況が確認できる資料（直近3ヵ年の決算書、貸借対照表、損益計算書、預金残高証明書等。設立して間もない提案者の場合は、設立から現在までの財務状況が分かる資料）
- (オ) 役員・職員名簿及び組織図
- (カ) 提案された事業を主導する代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、事務局長及び経理責任者のこれまでの取組実績並びに提案された事業の実施に必要なノウハウ、マネジメント能力、経理処理能力等を有しているか判断するための資料
- (キ) 事業費の決定に係る根拠資料（積算資料）

イ 事業実施主体が地域協議会の場合

上記の資料に加えて、以下の資料を全て添付してください。ただし、提案書の提出時点で地域協議会が設立されていない場合には、地域協議会を設立するための規約等の案を添付してください。その場合、交付等要綱第6に定める事業実施計画（以下「事業実施計画」という。）を国に提出する時までに地域協議会を設立する必要があることに留意してください。

- (ア) 実施要領案別記5の第1の1の要件を満たす地域協議会の設立を確認できる資料
- (イ) 提案者が開催した直近の総会等の資料、予算資料及び決算資料
- (ウ) 地域協議会に参加する者の活動内容が確認できる資料

2 応募に当たっての留意事項

(1) 提案書作成に当たっての留意事項

ア 提案書本体はA4判13ページ以内で記載してください。

※提案書本体とは、提案書の別紙の2から7までを指します。なお、添付書類は枚数から除外します。

イ 13ページを超えるものは審査の対象外とすることがありますが、表や図、イラスト、写真等については、このページ内において提案書を分かりやすくするため積極的に入れるように工夫してください。

ウ 表や図、イラスト、写真等を除き、提案書本文のフォントサイズは11ポイント以上とします。

エ 多数の誤字脱字や解説のない専門用語・略語の多用等により、提案書の内容を正確に理解することが難しいと判断された場合は審査の対象外とすることが

あります。

オ 審査に当たり、提案者情報をマスキング処理するため、提案書本体には提案者の名称を極力記載しないよう御配慮願います。

第5 審査の観点

審査は、別紙1から4に掲げる評価基準に基づき行います。

別表1（第2関係）

メニュー名	具体的な事業内容	上限額及び 公募予定数
各界と連携した農福連携の普及啓発	<p>農福連携等応援コンソーシアム（令和2年3月設立）の運営を通じ、農林水産業経営体や障害者就労施設等の農福連携等を実践する主体、経済団体や消費者等の各界の関係者をつなぎ、農福連携等の普及啓発を行うため、以下の事業を行う。なお、総会や表彰式など障害者が参加する可能性のある取組時には、聴覚障害者の情報取得等への配慮を行うこととする。また、事業の詳細は、農林水産省と協議を行った上で実施する。</p> <p>（1）農福連携等応援コンソーシアムの運営支援 農福連携等応援コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の事務局として運営支援を行うほか、以下の取組を行う。また、必要に応じて、コンソーシアムに設置された「農福連携等企業部会」の事務局との連絡調整を行う。運営にあたっては、農林水産省と協議を行った上で実施する。</p> <p>ア 年1回以上、総会を開催する。</p> <p>イ 農福連携等に取り組む事業者に対するサポート等を行う企業・法人等が実施する取組に対する感謝状の授与を通じた普及啓発を行う。</p> <p>ウ 法務省、文部科学省及び厚生労働省と十分連携した上で、業界団体に農福連携等の普及啓発活動を実施する。 その際、具体的な目標を設定した上で実施することとし、普及啓発を行う業界団体に対して、コンソーシアムへの参画を働き掛けるよう努める。</p> <p>（2）農福連携等の優れた取組を表彰する「ノウフク・アワード」の実施</p> <p>ア 募集方法 全国各地の農福連携等の実践者のうち、過去に応募していない実践者からの新規応募や、多様な農福連携等の取組に関する応募が集まるように、新たな視点を盛り込んだ募集を行う。募集方法は、農林水産省と協議を行った上で決定する。</p> <p>イ 審査方法</p>	<p>予算額は3,500万円とし、1事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。</p>

審査に当たっては、地域の農林水産業への貢献、障害者等の社会参画の実現、取組の独自性や継続性など、多様な農福連携等の取組を評価できる審査基準を設定する。また、コンソーシアムの下に、有識者からなる審査委員会を設置し、適正かつ効率的な審査ができる仕組みを構築する。

ウ 表彰式の開催等による情報発信

審査によって選ばれた優れた取組を表彰し、その取組内容を広く発信するための表彰式を行う。また、表彰団体の取組事例集や取組事例動画を作成し、コンソーシアム会員を通じて、その傘下団体、企業等に周知するほか、特設Webサイトや各種メディア等を活用して、広く情報発信する。表彰式の内容や取組事例集、取組事例動画の詳細は、農林水産省と協議を行った上で決定する。

また、表彰式の開催と併せて、効果的に農福連携等の普及啓発が図れる取組を検討する。

エ 各種PR

ポスター、パンフレット、動画の作成、配布、公開等により、農福連携等全体の普及啓発を行う。

(3) コンソーシアム会員と農福連携等の実践者が連携した課題解決プロジェクトの実施

ア プロジェクトの目的

本プロジェクトは、コンソーシアム会員である農林水産業経営体、障害者就労施設等の農福連携等の実践者と連携しながら、農福連携等の商品の販売促進等の農福連携等の課題の解決を図ることを目的としている。

イ 運営、企画

農福連携等の商品の商談会など、農福連携等の商品の販売促進に向けた取組を行う。参加者や課題の設定等、プロジェクトの具体的な企画運営方法について、農林水産省と協議を行った上で決定する。

ウ プロジェクト実施上の留意点

地域農林水産業の発展に寄与する取組となるよう留意するとともに、企業への理解促進等の新たな視点を盛り込む。実施内容の詳細は、農林水産省と協議を行った上で決定する。

エ 企業の参画

プロジェクトには、コンソーシアム会員となっている企業が参画するよう努めるものと

し、企業の人材やノウハウの活用等を通じ、農福連携等の課題解決に企業が積極的に関わることができるようにする。なお、その際はコンソーシアム会員等への幅広い周知も検討すること。

オ 障害者等の参画

農福連携等に取り組む農林水産業経営体の代表者や障害者就労施設の管理者、支援員以外に、障害者等本人が積極的にプロジェクトに関わることができるように配慮する。

(4) 農福連携等の商品の認知度向上及び販路拡大に向けた取組

農福連携等の商品の認知度向上や販路拡大に向けて、以下のア～ウの取組を行う。なお、具体的な取組にあたっては、農林水産省と協議を行った上で実施する。

ア 農福連携等の商品の販売や、農福連携等の商品を使った料理の提供など、農福連携等の商品を活用し、認知度向上や販路拡大に貢献している事業者等を募集し、とりまとめた事業者等の情報を特設Webサイト等で公開する。さらに、情報を公開した事業者等に対して、農福連携等の商品を活用していることをPRできるような掲示物等の提供等を行う。

イ 農福連携マルシェ（仮称）の開催など、農福連携等の商品を生産者が消費者に直接販売・周知する機会等を創出する。

ウ 農福連携等の商品の新たな販路として活用できそうな方法を検討し、試行的に行う。

(5) 情報発信

特設Webサイト等を活用し、(1)～(4)の取組に関する情報発信や、農福連携等の普及啓発に資する情報発信を行う。

特設Webサイト等の運営に必要な経費等については、本事業の経費とすることができる。その他の必要な事項については、農林水産省と協議を行った上で決定する。

ア 本事業の取組に関する情報発信

農福連携等のPRにつながる方策について具体的に検討の上、(2)のグランプリ受賞団体等の取組紹介、(3)のプロジェクトの進捗状況、成果物等については、特設Webサイトや各種メディア等を活用するとともに、広く情報発信を行う。その際、実際の実施方策は農林水産省と協議を行った上で決定する。

イ 農福連携等に関する情報（農福連携関係省庁の情報、各都道府県の取組（動画、イベント

などを含む。)、他の補助事業での成果等)を幅広く把握し発信する。

(6) 効果測定

アンケート調査を実施するなど、定量的な効果測定の方法についても明記する。

(7) 実績報告書の作成

上記の内容を取りまとめた実績報告書及びその概要版を作成する。実績報告書はA4サイズ30ページ程度(写真やアンケート結果等も含める。)、概要版はA4サイズ10ページ程度とする。最終的な分量は、取組の結果を踏まえて、農林水産省と協議を行った上で決定する。

なお、取組により収集したデータ等についても、参考資料として実績報告書に添付する。アンケートの結果等を踏まえ、課題及び今後の方向性等について分析し、実績報告書に記載する。実績報告書は特設Webサイト等で公開する等、今後の取組に活用できるものとする。また、実績報告書及び参考資料等については、農林水産省による二次利用を可能とするものとする。

別表2（第2関係）

メニュー名	具体的な事業内容	上限額及び 公募予定数
農福連携の 取組の推進	<p>(1) 地域協議会の設立の推進に向けた取組 「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」を踏まえ、農福連携等を定着させていけるような地域単位での仕組みづくり（地域協議会の設立）を推進するため、以下の事業を行う。なお、セミナーなど障害者が参加する可能性のある取組時には、聴覚障害者の情報取得等への配慮を行うこととする。また、事業の詳細は、農林水産省と協議を行った上で実施する。</p> <p>ア 設立に向けた支援 地域単位での仕組みづくりを全国で推進していくため、現在活動している地域協議会等を取材して、新たに設立する際に参考となる冊子等及び動画を作成し、公開する。 なお、作成にあたっては、地域協議会の設立に重要な役割を持つ地方公共団体やJAなどが、使いやすい資料となるように工夫する。</p> <p>イ 設立や発展に向けた機運醸成 アで作成した冊子等及び動画が、地方公共団体、農林水産業経営体、障害者就労施設等の関係者に広く活用され、全国で地域協議会の設立につながるような取組を行う。 また、地域協議会の設立に重要な役割を持つ地方公共団体及びJAの理解促進や、地域協議会の設立・発展に向けた課題解決につながるようなセミナーの開催など、地域協議会の設立や発展を通じた農福連携等の取組の更なる推進に資する取組を行う。 さらに、行政や事業者間の地域単位でのつながりづくりに向けて、全国の地方農政局等で行う地域別交流会（仮称）の開催にあたり必要な支援を行うとともに、各局別の開催結果をとりまとめて公表する。</p> <p>(2) ユニバーサル農園の設立・発展に向けた取組 「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」を踏まえ、ユニバーサル農園（世代や障害の有無を超えた多様な者が農業体験を通じて社会参画を図る農園をいう。以下同じ。）の設立・発展を推進するため、以下の事業を行う。なお、セミナーなど障害者が参加する可能性のある取組時には、聴覚障害者の情報取得等への配慮を行うこととする。また、事業の詳細は、農林水産省と協</p>	<p>予 算 額 は 3,000万円とし、 1事業実施主体 を公募する（た だし、やむを得 ない事情が生 じ、農村振興局 長が認める場合 は、予算の範囲 内で増額可能）。</p>

議を行った上で実施する。

ア 設立や発展に向けた支援

ユニバーサル農園の設立や発展を全国で推進していくため、ユニバーサル農園を新たに設立する場合や、既存の農園をユニバーサル農園として活用する場合などに参考となる冊子等及び動画を作成し、公開する。

なお、作成にあたっては、地方公共団体、JA、福祉事業所などの開設主体別にとりまとめるなど、ユニバーサル農園の設立主体にとって使いやすいものとなるように工夫する。

イ 設立や発展に向けた機運醸成

アで作成した冊子等及び動画が、地方公共団体、農業経営体、障害者就労施設等の関係者に広く活用され、全国でのユニバーサル農園の設立や発展につながるような取組を行う。また、都市部の地方公共団体を主な対象としたセミナーの開催など、全国的なユニバーサル農園の設立や発展に資する取組を行う。

(3) 効果測定

アンケート調査を実施するなど、定量的な効果測定の方法についても明記する。

(4) 実績報告書の作成

上記の内容を取りまとめた実績報告書及びその概要版を作成する。実績報告書はA4サイズ30ページ程度（写真やアンケート結果等も含める。）、概要版はA4サイズ10ページ程度とする。最終的な分量は取組の結果を踏まえて、農林水産省と協議を行った上で決定する。

なお、取組により収集したデータ等についても、参考資料として実績報告書に添付する。アンケートの結果等を踏まえ、課題及び今後の方向性等について分析し、実績報告書に記載する。実績報告書はWebサイトで公開する等、今後の取組に活用できるものとする。また、実績報告書及び参考資料等については、農林水産省による二次利用を可能とするものとする。

別表3（第2関係）

メニュー名	具体的な事業内容	上限額及び公募予定数
<p>農福連携の新たな価値の普及啓発</p>	<p>農福連携の新たな価値の普及啓発に向けて、企業や若手農林水産業者などへの農福連携等の普及啓発を行うとともに、農林水産業経営体や障害者就労施設等による取組を加速化させるため、以下の事業を行う。なお、総会やセミナー、イベントなど障害者が参加する可能性のある取組時には、聴覚障害者の情報取得等への配慮を行うこととする。また、事業の詳細は、農林水産省と協議を行った上で実施する。</p> <p>(1) 企業に対する農福連携等の普及啓発</p> <p>ア 実施内容</p> <p>企業による農福連携等の取組の推進に向けて、農福連携等応援コンソーシアムの専門部会として設置された「農福連携等企業部会」の事務局として、運営支援を行うほか、年1回以上総会を開催する。また、企業が農福連携等に関心を持ち、新たに参入するきっかけとなるよう、現地見学会（仮称）を企画・開催するほか、企業が農福連携等に新たに参入する際に参考となる冊子等及び動画を作成・公表する。冊子等及び動画には、実際に企業が農福連携等に新たに参入するに当たって試行的に伴走支援等を行い、その結果、得られた知見も反映させることとする。また、取組の企画にあたっては、コンソーシアム会員である経済団体や、先進的に農福連携等に取り組んでいる企業（特例子会社）等と連携して行うこととし、取組の詳細は、農林水産省と協議を行った上で決定する。</p> <p>イ 企業等への周知</p> <p>農福連携等応援コンソーシアムに参画している団体やWebサイト、各種メディア等の広告媒体等を活用し、特例子会社等において障害のある社員が農林水産業に携わっている企業や、農福連携等への新規参入に関心のある企業、農福連携等に関心のある金融機関などに対し、アの取組について広く周知を行う。</p> <p>(2) 未来の担い手に対する農福連携等の普及啓発</p> <p>ア 実施内容</p>	<p>予算額は4,000万円とし、1事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。</p>

農福連携等の取組の普及啓発に向けて、これから農業を志す者（農業高校や農業大学の生徒など）、若手農林水産業者、特別支援学校の教員等を対象にした動画等の作成を行う。実施内容の詳細は、農林水産省と協議を行った上で決定する。

イ 関係者への周知

取組の効果が最大限に発揮されるような周知方法を検討し、実施する。

(3) 農林水産業経営体や障害者就労施設等に対する農福連携等の普及啓発

ア 実施内容

農林水産業経営体や障害者就労施設等による農福連携等の取組の加速化に向け、主に農福連携等に取り組んでいない者（農林水産業経営体、障害者就労施設等）向けのセミナー及び活用可能な支援策の内容周知を図るセミナーをそれぞれ最低1回以上実施する。主に農福連携等に取り組んでいない者向けのセミナーについては、これまでに各種調査、文献等で得られた農福連携等の取組による成果や、農福連携等を実践している取組主体からの事例発表等を行う。活用可能な支援策の内容周知については、農山漁村振興交付金の活用事例の発表と併せて行うなど、具体的な支援内容が分かりやすい内容となるよう工夫する。

また、全国の農福連携技術支援者の活動促進に向けた、ステップアップ研修（仮称）を実施する。そこでは、すでに基礎的な知識を身につけている農福連携技術支援者を対象として、農福連携等の取組主体数の増加や、地域協議会の設立に向けた、実践的な研修を行う。

さらに、農福連携等の取組の加速化に向けて、農福連携等に先進的に取り組んでいる者等を対象としたノウフクの日交流会（仮称）等を開催する。

実施内容の詳細は、農林水産省と協議を行った上で決定する。

イ 開催方法等

各セミナー等の効果が最大限に発揮されるような開催方法、募集方法とする。

ウ その他留意事項

アンケート等により、事前に知りたいことを確認して、効果的なセミナー等となるように工夫する。終了後はアーカイブ配信による情報発信や参加者からの相談に対応できる体制整備などを検討する。

(4) 農林水産業経営体、障害者就労施設等の農福連携等の推進に向けた取組

ア 実施内容

障害者等が働きやすい環境整備と労働生産性の向上のため、作業のサポートや省力化等につながるスマート農林水産業技術の活用事例（活用可能な事例も含む）をとりまとめる。また、農林水産業経営体による農福連携等の取組推進に向けて、農福連携等に取り組んでいる農林水産業経営体の事例集等及び動画を作成することとし、当該事例集等及び動画には、農福連携等の取組による農林水産業経営等への効果を必ず記載するものとする。

実施内容の詳細は、農林水産省と協議を行った上で決定する。

イ 横展開

アで作成した資料等が広く関係者に活用されるような取組を行う。

(5) 効果測定

アンケート調査を実施するなど、定量的な効果測定の方法についても明記する。

(6) 実績報告書の作成

上記の内容を取りまとめた実績報告書及びその概要版を作成する。実績報告書はA4サイズ30ページ程度（写真やアンケート結果等も含める。）、概要版はA4サイズ10ページ程度とする。最終的な分量は取組の結果を踏まえて、農林水産省と協議を行った上で決定する。

なお、取組により収集したデータ等についても、参考資料として実績報告書に添付する。アンケートの結果等を踏まえ、課題及び今後の方向性等について分析し、実績報告書に記載する。実績報告書はWebサイトで公開する等、今後の取組に活用できるものとする。また、実績報告書及び参考資料等については、農林水産省による二次利用を可能とするものとする。

別表4（第2関係）

メニュー名	具体的な事業内容	上限額及び 公募予定数
農福連携の取組主体の拡大	<p>農福連携等の取組拡大に向けて検討している地域や団体等に対して、農福連携等を現場で実践するために必要な知見を有する者から直接指導・助言等の支援を行うことで、全国的な農福連携等の取組主体の拡大につなげるため、以下の事業を行う。なお、事業の詳細は、農林水産省と協議を行った上で実施する。</p> <p>(1) 派遣地域、団体等の選定 全国の地方公共団体、農林水産業経営体、障害者就労施設、地域協議会、特別支援学校等の農福連携関係者から、派遣を希望する地域や団体等を募集し、応募者の課題や要望等を踏まえて、派遣地域、団体等を選定する。募集方法や派遣地域、団体等の選定等については、農林水産省と協議を行った上で決定する。</p> <p>(2) 派遣者の決定 (1)により選定した派遣地域、団体等の取組計画を精査した上で、課題解決に資する知見を有する者（農福連携技術支援者等）を地域、団体等への派遣者として決定する。その際、課題解決に資する知見を有する者（ア）と、派遣先地域の農福連携技術支援者（イ）の2名を選定し、本事業は、（イ）を地域における農福連携等の推進役として育成すること及び活躍の場の確保としての取組も兼ねて行えるようにする。なお、派遣者は農林水産省が別途作成する名簿から、農林水産省との協議を行った上で決定する。</p> <p>(3) 派遣 日程等を調整の上、(2)の（ア）及び（イ）を地域、団体等へ派遣し、助言・指導等の支援を実施する。なお、各地域、団体等への派遣回数、合計3回程度を目安とし、web等による支援も可能とするが、個別の課題等を踏まえて、農林水産省とも協議を行った上で決定する。</p>	<p>予算額は2,000万円とし、1事業実施主体を公募する（ただし、やむを得ない事情が生じ、農村振興局長が認める場合は、予算の範囲内で増額可能）。</p>

(4) 効果測定

アンケート調査を実施するなど、定量的な効果測定の方法についても明記する。

(5) 実績報告書の作成

上記の内容を取りまとめた実績報告書及びその概要版を作成する。実績報告書はA4サイズ30ページ程度（写真やアンケート結果等も含める。）、概要版は地域、団体等が抱える課題に対して、派遣した実績や効果などに関する報告書とし、1つの地域、団体等あたり、A4サイズ1～2ページ程度とする。最終的な分量は取組の結果を踏まえて、農林水産省と協議を行った上で決定する。

なお、取組により収集したデータ等についても、参考資料として実績報告書に添付する。アンケートの結果等を踏まえ、課題及び今後の方向性等について分析し、実績報告書に記載する。実績報告書はWebサイトで公開する等、今後の取組に活用できるものとする。また、実績報告書及び参考資料等については、農林水産省による二次利用を可能とするものとする。

別表 5（第 3 及び第 4 の 1 関係）

目標及び指標の例

メニュー名	目標	指標（単位）
1 各界と連携した農福連携の普及啓発	取組の参加者数、取組による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・農福連携等応援コンソーシアムの会員の増加数（件） ・農福連携等の商品の新たな販売につながった件数（件） ・特設サイトの閲覧数（回）
2 農福連携の取組の推進	確実な取組の実施、取組による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・機運醸成の取組により、地域協議会設立を検討した割合（％） ・機運醸成の取組により、ユニバーサル農園設立を検討した割合（％）
3 農福連携の新たな価値の普及啓発	確実な取組の実施、取組による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に対する普及啓発を行った際に、農福連携等への参入を検討した企業の割合（％） ・セミナー等を通じて農福連携等に対する関心が高まった者の割合（％）
4 農福連携の取組主体の拡大	確実な取組の実施、取組による効果	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣を通じて地域・団体等が抱える課題の解決につながったと評価した者の割合（％） ・本事業により、派遣した地域の農福連携技術支援者の育成につながったと評価した者の割合（％）

別表 6（第 4 の 1 関係）

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）の対象経費

普及啓発等推進事業の対象経費は、次のとおりとする。

区 分	内 容
1 人件費	臨時に雇用される事務補助員等の賃金等
2 報償費	謝金
3 旅費	普通旅費及び特別旅費（委員等旅費、研修旅費及び普通旅費）
4 需用費	消耗品費、車両燃料費、印刷製本費等（飲食、喫煙、手土産、接待等、事業の遂行に直接関係のない経費は助成の対象外）
5 役務費	通信運搬費、手数料、筆耕・翻訳費、広告料等
6 委託料	コンサルタント等の委託料（原則として年度ごとの事業費の 5 割までとする。ただし、「入札・契約手続等の一層の改善について」（平成 21 年 3 月 18 日付け 20 経第 2075 号農林水産省大臣官房経理課長通知）別紙の 4 の（2）のアに定める適用除外業務についてはこれを準用する。このとき、「委託先」は「事業実施主体」と、「再委託先」は「委託先」と「契約担当官等」は「事業承認者」と読み替えるものとする。
7 使用料及び賃借料	会場、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料（リース方式により移動式トイレを導入する場合は、実施要領案別記 5 の第 5 の 5 による。）
8 備品購入費	事業の遂行に最低限必要な事業用機械器具等の購入費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数（以下単に「耐用年数」という。）が 3 年以下のものに限る。）
9 報酬	委員手当、技術員手当（給料及び職員手当（ただし、退職手当を除く。））
10 共済費等	共済組合負担金、社会保険料、損害保険料等
11 補償費	借地料等（耕作に供する等の経常的なものを除く。）
12 資材等購入費	事業の遂行に最低限必要な資材購入費、調査試験用資材費等（耐用年数が 3 年以下のものに限る。）
13 機械賃料	作業機械、機材等賃料経費等

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）のうち普及啓発等推進
「各界と連携した農福連携の普及啓発」

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	<ul style="list-style-type: none"> ・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	<ul style="list-style-type: none"> ・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	農福連携等応援コンソーシアムの運営支援	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	<ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムの運営支援や総会の開催についての具体的な提案がされているか。 ・農福連携等の取組のサポート等を行う企業・法人等の取組の普及啓発について、具体的な提案がされているか。 ・業界団体への農福連携等の普及啓発活動にかかる具体的な提案がされているか。

2	農福連携等の優れた取組を表彰する「ノウフク・アワード」の実施	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・ノウフク・アワードの募集について、新規の応募や、多様な農福連携等の取組に関する応募が集まるように、新たな視点を盛り込んだ提案となっているか。 ・審査に当たって、多様な農福連携等の取組を評価できる審査基準を設定するための提案がされているか。 ・表彰式の開催等による情報発信について、発信方法は具体的かつ効果的なものとなっているか。
3	コンソーシアム会員と農福連携等の実践者が連携した課題解決プロジェクトの実施	15点	A : 15～13点 B : 12～10点 C : 9～4点 D : 3～1点 E : 0点	・プロジェクト参加者や課題の設定方法等、具体的な企画運営方法について提示しているか。 ・農福連携等の商品の販売促進など、農福連携等の課題解決につながるものとなっているか。
4	農福連携等の商品の認知度向上及び販路拡大に向けた取組	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	・農福連携等の商品活用事業者等のとりまとめ・公開や、農福連携等の商品活用事業者等への掲示物等の提供等について、具体的な内容が提案されているか。 ・農福連携マルシェの開催など、農福連携等の商品を生産者が消費者に直接販売・周知する機会等の創出について、具体的な内容が提案されているか。 ・農福連携等の商品の新たな販路として活用できそうな方法を提案し、試行的に行う内容について具体的に提案されているか。
5	情報発信	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	・情報発信の内容は、農福連携等の普及啓発に資するものとなっているか。 ・発信方法は具体的かつ効果的なものとなっているか。
小計		40点		
合計		70点		

※1 A : 特に優れている、B : 優れている、C : 普通、D : やや劣る、E : 劣る。

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）のうち普及啓発等推進事業
「農福連携の取組の推進」

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ----- ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ----- ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ----- ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ----- ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ----- ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	地域協議会の設立の推進に向けた取組	15点	A：15～13点 B：12～10点 C：9～4点 D：3～1点 E：0点	・地域協議会を新たに設立する際に参考となる冊子等及び動画の作成方法が具体的に示されているか。 ----- ・上記資料の作成にあたって、地域協議会の設立に重要な役割を持つ地方公共団体及びJAなどが使いやすい資料となるような工夫が具体的に示されているか。 ----- ・上記資料が、地方公共団体、農林水産業経営体、障害者就労施設等の関係者に広く活用され、全国での地域協議会設立につながるような取組が具体的に提案されているか。

				<ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の設立や発展を通じた農福連携等の取組の更なる推進に資する取組について具体的に提案されているか。 ・全国の地方農政局等で行う地域別交流会（仮称）について、開催に必要な支援や開催結果のとりまとめ・公表の方法が具体的に示されているか。
2	ユニバーサル農園の設立・発展に向けた取組	15点	A : 15～13点 B : 12～10点 C : 9～4点 D : 3～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサル農園を新たに設立する場合や、既存の農園をユニバーサル農園として活用する場合などに参考となる冊子等及び動画の作成方法が具体的に示されているか。 ・上記資料がユニバーサル農園の設立主体にとって使いやすい資料となるような工夫が具体的に示されているか。 ・上記資料が、地方公共団体、農業経営体、障害者就労施設等の関係者に広く活用されるような取組が具体的に提案されているか。 ・全国的なユニバーサル農園の設立や発展に資する取組の効果的な方法や時期について具体的に提案されているか。
	小計	30点		
	合計	60点		

※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る。

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）のうち普及啓発等推進事業
「農福連携の新たな価値の普及啓発」

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ----- ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ----- ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ----- ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ----- ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ----- ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計		30点		
個別事項	1	企業に対する農福連携等の普及啓発	15点	A：15～13点 B：12～10点 C：9～4点 D：3～1点 E：0点	・農福連携等企業部会の運営支援や総会の開催について具体的な内容が示されているか。 ----- ・企業向け現地見学会（仮称）の企画・開催や、企業が農福連携等に新たに参画する際に参考となる冊子等及び動画について、具体的な内容が提案されているか。 ----- ・上記取組について、特例子会社等において障害のある社員が農林水産業に携わっている企業や、農福連携等への新規参入に関心のある企業、農福連携等に関心のある金融機関などに対し、広く周知を行う方法が提案されているか。

2	未来の担い手に対する農福連携等の普及啓発	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> ・これから農業を志す者や若手農林水産業者、特別支援学校の教員等を対象にした動画等の作成について、具体的な内容が提案されているか。 ・上記取組について、効果が最大限に発揮されるような周知方法が提案されているか。
3	農林水産業経営体や障害者就労施設等に対する農福連携等の普及啓発	5点	A : 5点 B : 4点 C : 3～2点 D : 1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業経営体や障害者就労施設等による取組が加速化するようなセミナーの開催内容の提案となっているか。 ・農福連携技術支援者向けのステップアップ研修（仮称）は、農福連携等の取組主体数の増加や、地域協議会設立に向けた実践的な研修内容の提案となっているか。 ・農福連携等の取組の加速化に向けたノウフクの日交流会（仮称）等の開催について、具体的な内容が提案されているか。 ・各セミナー等の効果が最大限に発揮させるような開催方法、募集方法が提案されているか。
4	農林水産業者、障害者就労施設等の農福連携等の推進に向けた取組	10点	A : 10～9点 B : 8～7点 C : 6～3点 D : 2～1点 E : 0点	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の働きやすい環境整備と労働生産性の向上に資するスマート農林水産業技術の活用事例のとりまとめや、農林水産業経営体の農福連携等の取組推進のため、農福連携等に取り組んでいる農林水産業経営体の事例集等及び動画の作成について、具体的に提案されているか。 ・上記資料が広く関係者に活用されるような取組について提案されているか。
小計		40点		
合計		70点		

※1 A : 特に優れている、B : 優れている、C : 普通、D : やや劣る、E : 劣る。

※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。

農山漁村振興交付金事業実施提案書評価基準

地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）のうち普及啓発等推進事業
「農福連携の取組主体の拡大」

区分	番号	評価項目	配点	評価	評価の着目点内訳
共通事項	1	事業の趣旨・目的の理解度	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・事業の趣旨及び目的を理解した計画となっているか。 ----- ・地域の課題やニーズに対応した計画となっているか。
	2	事業実施による効果、妥当性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	・事業内容に対応した評価指標や妥当な目標値が設定されているか。 ----- ・設定した目標の達成に向けた実現性のある計画となっているか。 ----- ・経費の区分、内訳、積算根拠は明確かつ妥当なものとなっているか。
	3	事業の効率性・継続性	10点	A：10～9点 B：8～7点 C：6～3点 D：2～1点 E：0点	・事業完了後の自立的かつ継続的な取組につながるものとなっているか。 ----- ・事業の効率性を高めるための創意工夫が示されているか。
	4	事業遂行のための実施体制の妥当性	5点	A：5点 B：4点 C：3～2点 D：1点 E：0点	・代表者、運営責任者（プロジェクトマネージャー）、経理責任者等の事業実施に必要な人材や体制が確保されているか。 ----- ・関係機関の役割分担は明確か。
	小計			30点	
個別事項	1	農福連携技術支援者の派遣	20点	A：20～17点 B：16～13点 C：12～5点 D：4～1点 E：0点	・派遣地域・団体等の募集にあたり、全国の地方公共団体、農林水産業経営体、障害者就労施設、地域協議会、特別支援学校等の多様な農福連携関係者からの希望を募集する方法を明確に提案しているか。 ----- ・地域・団体等が抱える課題に沿った派遣者を選定する仕組みを提案しているか。 ----- ・農福連携技術支援者の活躍の場の確保や、地域における農福連携等の推進役への育成につながる仕組みを提案しているか。

	小計	20点		
	合計	50点		

- ※1 A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣る、E：劣る。
- ※2 共通事項の評価項目のうち、評価E（0点）となっている項目が1つでもある場合は、不合格となる。